# デモクラシーの公共哲学

これまでの議論でもデモクラシーないし民主主義という言葉は何度か登場した(シュンペーターやハーバーマスにおけるデモクラシーの異なる構想、ロールズの財産所有のデモクラシー、関係論的・民主的平等主義など)。これらに共通するデモクラティックな要素とはなんだろうか。

デモクラシーという言葉は少なくとも紀元前 5 世紀のアテナイの体制までさかのぼる。R. ダールも言うように、「皮肉なことであるが、デモクラシーが、まさにこうした長い歴史をもっていることが原因となって、実際には、混乱と不一致も生じてきている。つまり、異なった人びとが異なった時代と場所によって、異なった意味で「デモクラシー」という語を使ってきたのである」(ダール『デモクラシーとは何か』、4 頁)。

たとえば、アテナイのデモクラシーと、アメリカ合衆国の建国以来の体制は、同じデモクラシーという言葉で表現されるが、それらの間には大きな違いがいくつもある。そもそも「建国の父」たちは自分たちはデモクラシーを樹立したなどと思っていなかった。というのも、この時代にはデモクラシーという言葉はよい意味の言葉ではなかったからである。現代ではデモクラシーはおおむね肯定的に捉えられているが、歴史的にはむしろ批判の対象だった時期の方が長いのである。

こうしたデモクラシーの多義性を思い切って簡潔に整理するために、この講義では 20 世紀の終わりに登場し幅広い議論を喚起したデモクラシーの一つの構想に焦点を合わせる。それが熟議デモクラシーdeliberative democracy である。以下では、熟議デモクラシーの構想が登場する以前のデモクラシー論と、それ以後のデモクラシー論を紹介する。

教科書・参考書の対応箇所:山岡/齋藤『改訂版 公共哲学』8章、齋藤『不平等を考える』 3部、川崎/杉田『新版 現代政治理論』6章、9章。

### 1. デモクラシーとは何か

デモクラシーの語源はギリシア語にある。demos(民衆)+kratos(力・支配)=demokratia (民衆 による支配)。一人の君主でも少数の貴族でもなく多数を占める普通の人々が政治の実務に携わることが、古代におけるデモクラシーの意味。

現代におけるデモクラシーは、次の三つの側面を持つものとして特徴づけることができる。

- (1)代表制・代議制デモクラシー(representative democracy)
- (2)立憲デモクラシー(constitutional democracy)
- (3)リベラル・デモクラシー(liberal democracy)

## (1)代表制・代議制デモクラシー

古代都市国家に成立した小規模のデモクラシーを直接制デモクラシー(direct democracy)、あるいは集会デモクラシー(assembly democracy)と呼ぶ。

全員参加の集会が民主的であったのに対して、選挙を通じた代表制は、元来は貴族制的な仕組 と見なされた(たとえば中世の身分制議会)。近代におけるデモクラシーと議会の結びつきに

よって代表制デモクラシーが成立する。

#### 代表制の根拠

近代において代表制は次のような理由から直接制よりも優れているとされる。

①同意による正統性の観念:政府による支配は、市民の明示的な同意(選挙)を通じて正当化されなければならないという考え。近代革命の成果における、市民→議会(立法部)→政府(執行部)という民主的正統性の連関の確立(ロック『統治二論』)。

②直接制デモクラシーの不可能性:政治社会のサイズ、人民の関心の変化、人民の知性といった点で、直接制は近代の社会には適合しないという了解が定着(ペイン『コモン・センス』、コンスタン「近代人の自由と古代人の自由」)。

③代表制の利点:直接制にはない利点として、派閥的利害の抑制と個人の自由の擁護、および洗練された世論の支配が挙げられる(ハミルトン/ジェイ/マディソン『ザ・フェデラリスト』)。

## (2)立憲デモクラシー

立憲主義も古代から存在する考えだが、近代においてデモクラシーと結びつく。

近代立憲主義(constitutionalism):権力制限のための権力分立(統治構造)+法の支配のもとでの権利保障(権利章典)。リベラリズムと密接に関連する。

近代立憲主義+デモクラシー=立憲デモクラシー:多数派による民主的な意志決定は個人の基本的権利(人権)を保障する憲法によって制約されるという理解。人民主権(popular sovereignty/people's sovereignty)と人権(human rights)との緊張関係を含意する。制度的には、議会による民主的な意志決定と司法審査との緊張関係である。

# 立憲主義とデモクラシーの相補関係

デモクラシーを「多数決主義」として解する限り、立憲主義(人権)とデモクラシー(人民主権)は対立しうる。多数派による立法が実質的に少数派の自由や権利の制約を目的として行われることもありうるからである。とりわけ、人種、階級、宗教などで分断された社会では、多数決は多数派の生活防衛と少数派の抑圧の道具としても機能しうる。

しかし、ハーバーマスのように、立憲主義とデモクラシー、人権と人民主権は相互を可能にする相互補完的関係にあると見ることもできる(ハーバーマス『事実性と妥当性』)。

立憲主義→デモクラシー:表現の自由等の権利の保障によって熟議(討議)を通じたデモクラシーが実効的なものとなる。

デモクラシー⇒立憲主義:少数派が民主的な政治的過程において異議申し立てをすることを通じて、権利保障がより拡充され、実効的なものとなる。

## ※「正統性」(legitimacy)と「正しさ」(rightness or correctness)について

多数決による意志決定に破れた少数派は、決定にいたる手続きが公正なものであるかぎり、その決定の「正統性」を承認すべきではあるが、決定内容の「正しさ」を承認する必要はない。しかし、かりに手続きが公正なものであり、それが決定に「正統性」を与えるとしても、その内容が繰り返し/著しく誤ったものであるとすれば、「正統性」も損なわれる。

#### (3)リベラル・デモクラシー

個人の基本的自由の擁護(リベラリズム)と両立するのみならず、むしろそれを目的とするデ モクラシーのこと。こんにち、単にデモクラシーといえば、リベラル・デモクラシーのことを 指す場合が多い。制度的には代表制デモクラシー、立憲デモクラシーと重なる。

※すでに見たように「リベラリズム」および「リベラル」という言葉には、平等主義的な社会 保障を重視する政治的立場という意味もある。しかし「リベラル・デモクラシー」というとき のリベラルは、もっと広い意味であり、平等をそれほど重視しない古典的リベラリズムも含む。

現代のリベラル・デモクラシー(「ポリアーキー型デモクラシー」)の条件(ダール)

- ①選挙で選ばれた代表(公職者)
- ②自由で公正な選挙の頻繁な実施
- ③表現の自由
- ④政府から独立した多様な情報源
- ⑤集団(政党、利益集団、ロビー組織のような政治的結社)の自立
- ⑥市民の包括的参加(政治参加の機会が全市民に保証されていること)

これらの条件を満たさない(市民の政治参加が保障されていない、政治的競争と選択の可能性がない、公権力に対する監視がないなど)政治体制は、形式上憲法や議会を持っていても、権威主義体制と呼ばれることが多い。

# リベラル・デモクラシーの根拠

- ①「多数の専制」批判:多数派の意見(世論)が個人の自由な思考や振る舞いを抑圧することへの危機感(トクヴィル『アメリカのデモクラシー』、ミル『自由論』)。
- ②全体主義批判:「リベラルでない(非自由主義的)」デモクラシーとしてのナチズム、ファシズム、共産主義との対決。デモクラシーと独裁の両立可能性(C・シュミット)や、単一政党による民意の代表の可能性を否定し、複数政党による議会政治を擁護する。政党の役割を強調する反面、しばしば大衆デモクラシー批判と結びつき、一般有権者の役割の限定を含意する。シュンペーターのデモクラシー論はその典型例である。

# シュンペーターのデモクラシー論

シュンペーターによれば、多数を占める普通の人びと(すなわち、20世紀の状況では大衆)が政治的支配(統治)にかかわることはデモクラシーにとって必要ではない。必要なのは、有能な政治家(指導者)による統治である。「民主的方法とは、政治的決定に到達するために、各人が人民の投票を獲得するための競争的闘争を行うことにより決定力を得るような制度的装置である」(シュンペーター『資本主義、社会主義、民主主義』、269・270頁)。すなわち、選挙によって有能な候補者を選び、有能でない候補者を排除する「競争」の仕組がデモクラシーの本質と考えられる。

多元的競争の重要性: 政党や利益集団の多元性と、それらの間の不断の競争が、支配の固定化を阻み政治権力の交替をもたらし、リベラル・デモクラシーを可能にするという理解。シュンペーターのデモクラシー論が定式化し、ダールの利益集団リベラリズムに継承された。後に見

Commented [j1]: シュンペーターのに市民の包括的参加の具体的状況を付記

Commented [j2]: 多数の専制を防ぐのがリベラルデモクラシー。政権を担っている政党に対抗する余地を十分に作る(複数政党制、表現の自由)。

形式上過半数の支持を得た政党であろうとポリアーキーの体制が整っていなければ権威主義である理、リベラルデモクラシーではない。

るように、デモクラシーの「熟議モデル」との対比において「利益モデル」や「集計モデル」と呼ぶこともできる。

## 2. 集計デモクラシーと熟議デモクラシー

熟議という日本語は、20世紀の後半の間ほとんど使われることがなかったが、2000年代に入ってから復活した。その理由の一つが、政治理論における熟議デモクラシー論の隆盛にあることは間違いない。

熟議 deliberation という言葉には、一人で理性を働かせてじっくり考える(熟慮)という意味と、他の人と理由を交換しながら話し合う(討議・審議)という意味がある。

とくに普通の人びとが政治的争点をめぐって熟議することの意義を強調するデモクラシーの 構想が熟議デモクラシーdeliberative democracy と呼ばれる。

- (1)集計モデル(aggregation model)
- ①政治的意志形成 決定過程に入力されるのは各人の選好
- ②各人の選好は「所与」とみなされる (変わる可能性を考慮していない)
- ③選挙(ないし世論調査)を通じた選好の集計
- ④多数派が表出する選好が決定に民主的正統性を与える

集計を行う根拠:「正しい結論」があると想定した場合、大数の法則により、集計を行う母数の数が大きいほど、正しい結論に至る可能性は大きくなる。 $\rightarrow$ 「陪審定理」:①選択肢が二つに絞られている、②平均的な個人の正答確率は50%以上のとき、母数が大きければ大きいほど集計の結果が正しい確率は高まる。平均的な個人が55%の確率で正しいとすれば、集められた399人は98%の確率で正しい結論を導く。他にも、「多様性が能力に優る定理」、「集計の奇跡」などが、集計によって正しい結論が見出されることを指摘している。

## (2)利益(集計モデル)モデルへの不満

- ①有権者の無知、非合理、無関心を批判しないどころか、むしろ正当化している(合理的無知論、**棄権の合理性**)。
- ②社会的選択理論からの批判(投票サイクルや戦略的操作の可能性)に応答できない。
- ③有権者の「選好が変わる」可能性を無視している。
- ④シュンペーターに見られるように「多数を占める普通の人びとによる自己支配」というデモクラシーの理念をあきらめている。
- (3)熟議モデル(deliberation model)への「転回」
- ①意志形成過程に入力されるのは理由(reasons)
- ②各人の意見は熟議(他者との理由の交換・検討)を通じて変化する(選好変容)
- ③法や政策を正当化する諸理由の公共的検討(public reasoning)
- ④熟議によって媒介された多数派の意志が決定に民主的正統性を与える
- ※熟議デモクラシーも集計にもとづく意志決定の局面を必要とする。投票の前に公共的な熟議を行うことが重要。

Commented [j3]: R = PB - C (+D)

#### 熟議デモクラシーの一般的な狙い(Guttman & Thompson)

- ①資源の希少性という条件→集合的決定(困難な選択)の正統性を増す。
- ②人々の寛大さには限界があるという前提⇒公的争点に関する公共心に富んだ観点を強める。
- ③道徳的価値同士が対立する場合⇒相互に敬意を失わない決定形成過程を可能にする。
- ④知識・理解の限界⇒知識を増やし、理解の誤りを正す。

# 熟議の仕組

- ①「市民(町民、区民) 討議会」: あなたの住む町でもすでにやっている可能性があるのですぐ検索せよ。
- ②「討論型世論調査」(deliberative polling): アメリカの政治学者ジェイムズ・フィシュキンが発明した、新しい世論調査。人々が実際にどのような意見をもっているかをではなく、人々が正確な情報と多様な観点を学び、他者と意見を交換する機会を持ったならば、その後でどのような意見をもつようになるかを調査する。
- ③「熟議の日」:国政選挙の前に全有権者を地元の会場に集めて熟議をさせようという提案。

### 討論型世論調査の手順

- ①無作為抽出で数千人の対象者を選びアンケート調査をする。その中から数日間にわたって行われる熟議への参加(数百人)を募る。
- ②参加者による熟議前のアンケート調査。
- ③争点に関わる情報の理解(参加者全員が専門家のプレゼンを視聴する)。
- ④少人数(10人から15人程度)で行われる討論。
- ⑤全体会における質疑(専門家に対して質問する)。
- ⑥再び少人数で行われる討論。
- ⑦意見の変化を把握する熟議後のアンケート調査。
- ⑧結果の公表。

少人数の討論には、「モデレーター」と呼ばれる司会進行係が一人つく。モデレーターは特別の訓練を受けており、争点について自分の見解を述べること、参加者の合意形成を試みることは禁じられている(むしろ意見がまとまりすぎないように注意することが求められる)。モデレーターの仕事は、自分はなるべく討論に介入せずに、参加者全員に貢献を促すことにある。日本では、2009 年以来少なくとも 6 回の討論型世論調査が行われた。とくに 2012 年には「エネルギー・環境の選択肢に関する討論型世論調査」が行われた。これは世界でも初めての全国規模の討論型世論調査の試みだった。

## 熟議の意義

- ①市民の理解の啓発:無知と非合理性の克服。
- ②市民の政治参加:政治的無関心の克服と参加の促進。
- ③市民の選好の変化:粗野な選好から洗練された選好へ。
- ④合意またはコンセンサスの可能性。全員一致の合意(agreement)に至らなくても、何が重要な争点であるかについてのコンセンサス(consensus)に至るだけでも意味がある。

Commented [j4]: 民主党政権が行った。

Commented [j5]: アメリカは熟議デモクラシー(?)

Look at your review sheet

であるならば、コンセンサス形成の能力は低くない?

アメリカは熟議デモクラシーではない。政治への関心が低く、政治に関する知識が少なく、フェイクニュース、印象操作に操られている。また、同じような考えを持っている人間と固まっている (echo chamber).

熟議をいくらしても専門家には勝てない→討論の勝者 と敗者固定化される。そうなると口が上手い人の独裁 になってしまう。

熟議になっても結局喋るのは中年男性、中産階級、高 学歴、人種的背景、綺麗な英語の人間ではないか。意 見の尊重や説得力の度合いにステレオタイプや印象の 差異が出る。これに当てはまらない人は他人を説得し にくい

⑤正統性の獲得: 熟議を通じてコミュニケーション権力が生じ、政治的決定の正統性を高める。 ⑥非合意の顕在化と少数派の尊重: 合意の得られない争点が明らかになり、少数派にも異論の 理由があることが確認される。

#### 熟議デモクラシー批判

- ①熟議の実現性:有権者には熟議をする気があるか。熟議のコストはだれが負担するか。
- ②熟議の実効性:熟議は政治家や政党に影響を与えうるか。
- ③熟議の逆効果:専門家や有力者による熟議の支配。集団思考(group thinking)や集団(分)極化(group polarization)。
- ④熟議と代表制の競合関係:代表制の権威を損なわないか。
- ⑤熟議の過剰な重視:理性の支配に問題はないか。
- ⑥熟議による政治的支配の強化という危険: 熟議の結果には異議申し立てができなくならないか。

## 3. ポピュリズム

ポピュリズムの台頭と存続は 21 世紀のデモクラシーの特徴の一つとなった。M. ルペン(フランス)、R. T. エルドアン(トルコ)、V. オルバーン(ハンガリー)、V. マドゥロ(ベネズエラ)などが典型的なポピュリスト政治家として挙げられる。V. トランプがポピュリストと呼ばれる場合もある。日本では小泉純一郎にポピュリスト的傾向があると指摘された。

- (1)ポピュリズムを定義する規準
- ①反エリート主義: 既得権益層の打破
- ②排外主義:移民等の排斥
- ③反代表制:人民による直接的支持(政党・議会等による媒介の回避)
- ④反立憲主義:憲法による人民の権力に対する制約の軽視
- ⑤反多元主義 : 同質的な「真の」人民を「われわれ」だけが排他的に代表する。他に人民はない・他に人民を正統に代表するものはない。

# (2)デモクラシーの「友」か「敵」か?

- ①新たな「人民」の構築によるデモクラシーの再生(ラクラウ、ムフ): リベラル・デモクラシーの制度的硬直の打破、対抗軸の形成の契機としてのポピュリズム。
- ②その内部から生じるデモクラシーそのものにとっての脅威(ミュラー): 反対派に対等な発言権を認めない以上、ポピュリズムはデモクラシーと両立しない。リベラル・デモクラシーの否定としてのポピュリズム。

## (3)ポピュリズムはなぜ力を得ているか

- ①政治・社会の現状(status quo)への否⇒その方向性はともかく「変化」を標榜する政治家へのやみくもな期待。
- ②政治における感情の表出:たとえば、(相対的には)不遇でない人々から、最も不遇な人々に向けた「逆向き」のルサンチマンのような、これまで抑制ないし無視されてきた感情が露わ

Commented [j6]: 民主党の討論型世論調査は政権交代により全く政治に反映されることがなかった。

になりつつある。このような感情反応(e.g. 怒り、憤慨等)も規範的期待を表していると見るべきか。

③政治における反理性主義:知的エリートによる管理への反発、忍耐と努力を要する熟議の回避。

#### [汝献]

ブルース・アッカマン/ジェイムズ・ $\mathbf{S}$ ・フィシュキン(川岸令和/谷澤正嗣/青山豊訳)『熟議の日——普通の市民が主権者になるために』(早稲田大学出版部、2014 年)。

Jason Brennan, Against Democracy (Princeton University Press, 2016).

Bryan Caplan, *The Myth of the Rational Voter: Why Democracies Choose Bad Policies* (Princeton University Press, 2007). 永嶺純一・奥井克美監訳『選挙の経済学――投票者はなぜ愚策を選ぶのか』(日経 BP 社, 2009 年)。

Thomas Christiano, *The Constitution of Equality: Democratic Authority and Its Limits*. (Oxford University Press, 2008).

Joshua Cohen, *Philosophy, Politics, Democracy: Selected Essays* (Harvard University Press, 2009).

バンジャマン・コンスタン (大石明夫訳)「近代人の自由と比較された古代人の自由について」、『中京法学』33巻4号(1999年)。

http://www.chukyo-u.ac.jp/educate/law/academic/hougaku/data/33/3=4/oishi.pdf B. クリック(添谷育志・金田耕一訳)『デモクラシー』(岩波書店, 2004 年)。

R. A. ダール(中村孝文訳)『デモクラシーとは何か』(岩波書店, 2001年)。

John S. Dryzek, *Deliberative Democracy and Beyond: Liberals, Critics, Contestations* (Oxford University Press, 2000).

David M. Estlund, *Democratic Authority: A Philosophical Framework* (Princeton University Press 2008).

James Fishkin, When the People Speak (Oxford University Press, 2009). 曽根泰教監修・岩本貴子訳『人々の声が響き合うとき――熟議空間と民主主義』(早川書房, 2011 年)。

Amy Gutman and Dennis Thompson, *Why Deliberative Democracy?* (Princeton University Press, 2004).

ユルゲン・ハーバーマス (河上倫逸・耳野健二訳) 『事実性と妥当性 上・下』(未來社、2003年)。

ユルゲン・ハーバーマス(高野昌行訳)『他者の受容』(法政大学出版局、2004年)。

A. ハミルトン・J. ジェイ・J. マディソン(斎藤眞・中野勝郎訳) 『ザ・フェデラリスト』(岩波文庫, 1997年)。

橋場弦『民主主義の源流——古代アテネの実験』(講談社学術文庫、2016年)。

早川誠『代表制という思想』(風行社, 2014年)。

ジョン・キーン(森本醇訳)『デモクラシーの生と死 上・下』(みすず書房、2013 年)。 Ernesto Laclau, *On Populist Reason* (Verso, 2005).

Hélène Landemore, *Democratic Reason: Politics, Collective Intelligence, and the Rule of the Many* (Princeton University Press 2013).

Walter Lippmann, *Public Opinion*, Dover Publications, 2004(orginally,1922), 掛川トミ子 訳『世論』上・下(岩波文庫, 1987 年)。

J. ロック (加藤節訳) 『統治二論』 (岩波書店、2010年)。

Jane Mansbridge, "Rethinking Representation," American Political Science Review, 97  $\,$  (4) , 2003, pp.515-28.

J. S. ミル(水田洋訳)『代議制統治論』(岩波文庫, 1997年)。

水島治郎『ポピュリズムとは何か』(中公新書, 2016年)。

Chantal Mouffe, On the Political (Routledge, 2005). 篠原雅毅訳『政治的なものについて—— 闘技的民主主義と多元主義的グローバル秩序の構築』(明石書店, 2008 年).

C. ムフ(千葉眞ほか訳)『政治的なるものの再興』(日本経済評論社, 1998年)。

Yan-Werner Müller, *What is Populism?* (University of Pennsylvania Press, 2016). 板橋拓己 訳『ポピュリズムとは何か』(岩波書店, 2017年)。

Scott E. Page, *The Difference: How the Power of Diversity Creates Better Groups, Firms, Schools, and Societies* (Princeton University Press, 2007). 水谷淳訳『「多様な意見」はなぜ正しいのか――衆愚が集合知に変わるとき』, 日経 BP 社, 2009 年。

C. ペイトマン(寄本勝美訳)『参加と民主主義理論』(早稲田大学出版部, 1977年)。

トーマス・ペイン(小松春雄訳)『コモン・センス 他三篇』(岩波書店、1976年)。

Fabienne Peter, Democratic Legitimacy (Routledge, 2009).

Hanna F. Pitkin, *The Concept of Representation* (University of California Press, 1967). 早川誠訳『代表の概念』(名古屋大学出版会, 2017 年)。

齋藤純一「デモクラシーにおける理性と感情」、齋藤純一・田村哲樹編 『アクセス デモクラシー論』(日本経済評論社, 2013 年)、178-199 頁。

齋藤純一「公共とデモクラシー」, 『思想』1140 号, 2019 年 4 月, 7-22 頁。

坂井豊貴『多数決を疑う——社会的選択理論とは何か』(岩波新書, 2015年)。

Michael Saward, The Representative Claim (Oxford University Press, 2010).

J.A. シュンペーター(中山伊知郎・東畑精一訳)『資本主義・社会主義・民主主義』(東洋経済新報社, 1995 年)。

篠原一『市民の政治学――討議デモクラシーとは何か』(岩波新書, 2004年)。田村哲樹『熟議の理由――民主主義の政治理論』(勁草書房, 2008年)。

篠原一編『討議デモクラシーの挑戦——ミニ・ハブリックスが拓く新しい政治』(岩波書店, 2012年)。

イリヤ・ソミン(森村進訳)『民主主義と政治的無知 小さな政府のほうが賢い理由』(信山 社、2016年)。

キャス・サンスティーン(那須耕介編・監訳) 『熟議が壊れるとき——民主政と憲法解釈の統治 理論』(勁草書房, 2012 年)。

杉田敦『デモクラシーの論じ方---論争の政治』(ちくま新書, 2001年)。

杉田敦/川崎修編『西洋政治思想資料集』(法政大学出版局、2014年)

鈴木健『なめらかな社会とその敵——PICSY・文人民主主義・構成的社会契約論』(勁草書房, 2013 年)。

A. トクヴィル(松本礼二訳)『アメリカのデモクラシー』第1巻・第2巻(岩波文庫, 2005,

2008年)。

Jeremy Waldron, *Law and Disagreement* (Oxford University Press, 1999). Iris M. Young, *Inclusion and Democracy* (Oxford University Press, 2000).

### [資料]

#### ■デモクラシーの多義性

皮肉なことであるが、デモクラシーが、まさにこうした長い歴史をもっていることが原因となって、実際には、混乱と不一致も生じてきている。つまり、異なった人びとが異なった時代と場所によって、異なった意味で「デモクラシー」という語を使ってきたのである。…アメリカ合衆国は、アメリカ革命以来ずっとデモクラシーを採用してきたのではないのか。…さらに、古代アテナイの人びとも、紀元前五世紀に、自分たちの政治制度をデモクラシーと呼んでいるではないか。古代ローマの共和政治は、デモクラシーの一種でないとすれば、なんだったんだ。もし、時代ごとに「デモクラシー」の意味することが違ってきたとするならば、現在それが意味していることに、合意を得るにはどうしたらよいのか(ダール『デモクラシーとは何か』、4-5頁)。

## ■代表デモクラシーの成立

都市の出現、キリスト教内部での宗教闘争、オランダ北部叛乱州(一五一八年)やイングランド(一六四四年)やスウェーデン(一七二〇年)やアメリカ(一七七六年)における革命といった、さまざまな要因が重なって、デモクラシーとは代表デモクラシーのこと、と理解されるようになった。一八世紀のあいだに、フランスやイングランドや新興アメリカ共和国で共通に使われ始めたのはこの意味であり、たとえば憲法制定者や有力政治思想家が、民衆の同意に根拠を置く新しいタイプの政府に言及する際に用いたのである。…

これこそデモクラシーについての、真新しい思考方法だった。それは人びとが、最小二つの 選択肢について真剣な選択を迫られている投票者として行動するに当たって、他人ながら自分 の利益を護ってくれる人――つまり自分に代わってものごとを決めることで自分を代表して くれる人を、自由に選出する統治方式のことだった。…この歴史の第二段階で広まったのは、 良き統治とは代表者による統治である、という信念だった。…代表デモクラシーはしばしば君 主政と比較され、意見の違い――代表を送り出した人びと同士の違いはもとより、代表する者 と代表される人びととのあいだの違い――を、あからさまにすることで却ってうまく統治する 方法として称揚された。代表制統治は、権力行使を任されている指導者に対して市民が抱く恐 怖を解消する手段として称賛された――選出された代表者の期限つきの「公職」は、選出され るのではない君主や独裁者が一身に体現する権力に対する、恰好の代替物と考えられたのであ る。代表制統治が歓迎されたのは、実績の上がらない政治の責任をとらせる、新規で効果的な やり方と考えられたからだった――それは功績と不業績とを指針として、指導者の交代をうな がす新しい仕組みだった。それは異議を唱える政治的少数派に居場所をつくってやるとともに 権力争奪戦を均等化する、新しい形態の謙虚なる統治だと考えられた――その結果、選出され た代表者側も、自分たちを攻略する能力を備えた当の相手側が見ている前で、自らの政治的力 量や指導性を発揮してみせることができるようになった。代表デモクラシーの初期の擁護者た ちはさらに、代表制を正当化する実際的な根拠を提示した。それは単純な真実を具体的に表現 したものと思われた――すなわち、たとえそうしたくとも、すべての人がすべての時間を政治にかかずらうことなど不可能、という真実である。この真実がある以上、人びとは統治の仕事を、定例の選挙で選ばれる代表たちに委任するほかないのだ。これら代表者の仕事は、公金の支出の監視である。代表者は政府とその官僚に対して、選挙民の立場を代表する。代表者たちは争点をめぐって論議を交わし、法を制定する。誰が、いかに統治するかを、彼らが決める――人びとの代表として(キーン『デモクラシーの生と死」上』、14-15 頁)。

### ■代表制の長所:ザ・フェデラリスト

共和政という言葉で、私は代表という制度をもつ政体を指しているのであるが、このような 政府こそ一つの新しい展望を開き、われわれが探し求めていた匡正策を約束してくれる。まず、 共和政が直接民主政と異なる点を検討してみよう。そうすれば、連邦制の下で実現することに なる匡正策の性質と効果が正しく理解されることになろう。

民主政と共和政とのあいだの二大相違点は、第一に、共和政においては、一般市民によって 選出された少数の市民の手に政治が委ねられることであり、第二に、共和政には、より多くの 市民とより広大な領域とが含まれうることである。

この第一の相違点の結果として、共和政においては、世論が、選ばれた一団の市民たちの手を経ることによって洗練され、かつその視野が広げられるのである。その一団の市民たちとは、その賢明さゆえに、自国の真の利益をもっともよく理解し、また、その愛国心と正義心とのゆえに、一時的なあるいは偏狭な思惑によって自国の利益を犠牲にすることが、きわめて少ないと思われる。このような制度のもとでは、人民の代表によって表明された公衆の声の方が、民意表明を目的として集合した人民自身によって表明される場合よりも、よりいっそう公共善に合致するということになるだろう。…それゆえ、…二つの明白な理由からして大きな共和国の方が有利なことは明らかである。

第一に、…代表にふさわしい人格を備えた人の割合が、大きい共和国においても小さい共和国においても同じであるとするならば、大きい共和国の方が選択の余地が大きく、したがって、適切な選択がなされる可能性も大きいということになろう。

次に、各代表は、小さい共和国よりも大きい共和国においての方が、より多数の市民によって選出されることになるから、不適格な候補者が選挙につきものの悪質な手段に訴えて当選するということは、より困難になるだろうし、また、人びとの投票もより自由に行われるから、とくに注目すべき実績のある人物や、とくに知名度の高い定評ある人物に投票が集中することになるだろう。…

第二の相違点は、共和政においては、民主政におけるよりも、より多数の市民とより広大な 領域とをその範囲内に含みうるということである。民主政におけるよりも共和政の方が党派的 結合の危険性を少なくできるのは、主としてこの事情にもとづく。社会が小さくなればなるほ ど、そこに含まれる党派や利害の数も少なくなり、党派や利益が少なくなればなるほど、多数 派が同一党派として形成されることが多くなってくる。また、多数派を形成している人間の数 が少なくなればなるほど、また、彼らがおかれている領域が小さくなればなるほど、彼らが一 致協力して他を抑圧する計画を実行しやすくなる。しかし、領域を拡大し、党派や利益群をさ らに多様化させれば、全体中の多数者が、他の市民の権利を侵害しようとする共通の動機をも つ可能性を少なくすることになるだろう。あるいは、かりにそのような共通の動機が存在する としても、それを共有する人びとすべてが、自身の強力さを自覚し、互いに団結して行動することはより困難になるだろう…(ハミルトン/マディソン/ジェイ『ザ・フェデラリスト』、第 10 篇。杉田/川崎編『西洋政治思想資料集』、132-133 頁)。

※ここでは「民主政」が狭義の小規模な集会デモクラシーだけを指す言葉として使われている ことに注意。ここで「共和政」と呼ばれているものが、現在では代表デモクラシーと呼ばれる ものである。

### ■多数の専制批判:トクヴィル

全能の力は私にはそれ自体悪しきもの、危険なものに見える。そうした力を行使することは、いかなる人間の能力をも超えていると思われる。…その権力が、人民の名で呼ばれようと国王の名で呼ばれようと、民主制と言われようと貴族制と言われようと、またその権力の行使が王国でなされようと共和国でなされようと、同じことである。

合衆国で組織されたような民主主義の政府について私がもっとも批判する点は、ヨーロッパで多くの人が主張するように、その力が弱いことではなく、逆に抗しがたいほど強いことである。そしてアメリカで私がもっとも嫌うのは、極端な自由の支配ではなく、暴政に抗する保証がほとんどない点である。

合衆国で一人の人間、あるいは一党派が不正な扱いを受けたとき、誰に訴えればよいと読者はお考えか。世論にか。多数者は世論が形成するものである。立法部にか。立法部は多数者を代表し、これに盲従する。執行権はどうか。執行権は多数者が任命し、これに奉仕する受動的な道具にすぎぬ。警察はどうか。警察とは武装した多数者にほかならぬ。陪審員はどうか。陪審員は多数者が判決を下す権利をもったものである。裁判官でさえ、いくつかの州では多数によって選挙で選ばれる。どれほど不正で非合理な目にあったとしても、だから我慢せざるをえないのである(トクヴィル『アメリカにおけるデモクラシー』、第一巻下、149-150 頁)。

# ■代表デモクラシーの擁護:ミル

理想的に最良の統治形態とは、主権すなわち最後の手段としての最高統制権力が、共同社会の 全集合体に付与されているものであって、各市民が、その究極的主権の行使に発言権を有する だけでなく、少なくともときどきは、地方的あるいは全国的な公共の職務をみずから遂行する ことによって、統治に実際に参加することを求められるというものであることを示すには、な んの困難もない(ミル『代議制統治論』、78 頁)。

これらのつみ重ねられた考察から次のことが明白である。すなわち、社会状態のあらゆる必要条件を十分に満たしうる唯一の統治は、国民全体が参加する統治であるということ、たとえ最小の公共的職務にではあっても、どんな参加も有益であるということ、その参加はどこにおいても、共同社会の改良の一般的程度の許す限り大きなものであるべきだということ、そして究極的にのぞましいのは、すべての人びとに国家の主権の分担をゆるすこと以下ではありえない、ということである。しかし、単一の小都市を超えた共同社会において、公共の業務のうちの若干のきわめて小さな部分にしか、すべての人が自分で参加することはできないので、完全な統治の理想的な型は、代議制的(representative)でなければならないのである(ミル『代議制統治論』、97-98頁)。

#### ■シュンペーターのデモクラシー論

こうして、典型的な市民は、彼が政治の分野に入るやいなや、精神的パフォーマンスの低いレヴェルへと押し流されることになる。彼が議論したり分析したりする方法は、彼が自分の現実的な利害関心の領域内だったら、幼児的とたやすく認めるようなやり方である。かれは再び未開人になる。彼の思考は、連想的で情緒的になる(シュンペーター『資本主義・民主主義・社会主義』、419 頁)。

古典的な理論についてのわれわれが見る主要な難点が次の命題に集約されたことは、いまだ記憶に新しいことだろう。すなわち、「人民」はすべての個々の問題について明確かつ合理的な意見をもち、さらに進んで――デモクラシーにおいては――その実現につとめる「代表」を選ぶことによって、自己の意見を実行に移さんとするものとの命題がこれである。こうしてこの理論によれば、民主的な制度編成の第一義的な目的は、選挙民に政治問題の決定権を帰属せしめることにあり、これに対して代表を選ぶのはむしろ第二義的なこととされる。さてわれわれは、この二つの要素の役割を逆にして、決定を行うべき人々の選挙を第一義的なものとし、選挙民による問題の決定を第二義たらしめよう。これをやや言いかえるならば、われわれはここで、人民の役割は政府をつくること、ないしはあらためて国の執行部や政府(a national executive or government)をつくりだすべき中間体[議会]をつくることにある、という見解に立つことになる。こうして次のように定義される。民主的方法とは、政治的決定に達するために、個々人が人民の投票を獲得するための競争的闘争を行うことにより決定力を得るような制度の編成である、と(シュンペーター『資本主義・民主主義・社会主義』、429・430頁)。

## ■近代代表制デモクラシー=ポリアーキーの政治制度

- 1 選挙によって選出された公職者 政府の政策決定をコントロールする権限は、憲法によって、市民から選出された公職者に授けられている。このように、大きな規模のデモクラシーにおける政治は、代表制によって営まれる。
- 2 自由で公正な選挙の頻繁な実施 選挙で選ばれる公職者は、頻繁かつ公正に行われる選挙で選びだされ、選挙に対する強権的な強制はふつうほとんど行われない。
- 3 表現の自由 市民は、重罰の危険にさらされることなく、自分自身の考えを表明する権利をもっている。表現の自由が及ぶ対象は、広い意味での政治的事象であって、そのなかには、公職者への批判をはじめとして、政府、体制、社会経済秩序、一般的に受容されているイデオロギーが含まれる。
- 4 お互いに違いをもった複数の情報源にアクセスできること 市民は、自分以外の市民や専門家、新聞、雑誌、書物、遠距離通信等を使って、情報をそれぞれに独立した違いのある情報源で確かめる権利をもっている。また違いのある情報源が実際に複数存在する場合、それらの情報源は、政府や、公共のことがらに関係する政治的信条や政治態度に対して影響力を行使しようとする、特定の政治集団の支配下にあってはならない。さらに、それらの違いのある情報源は法律によって実質的に保護されていることも必要である。
- 5 集団の自治・自立 市民は、自分たちの多様な諸権利――そのなかには、民主的な政治制度を効果的に機能させるために欠くことのできない諸権利を含む――を実現するために、かな

り独立性の高い集団や組織——独立した政党や利益集団を含む——をつくる権利も持っている。

6 全市民の包括的参画 その国に永住し、その国の法律に服している成人はいかなる人であっても、他の人が利用でき、上記の五つの政治制度のためになくてはならない諸権利を否定されるべきではない。そうした諸権利とは、たとえば、自由かつ公正に実施される選挙で、公職者の選出に一票を投じる権利、公職に立候補する権利、自由に表現する権利、独立した政治組織をつくったり、参加したりする権利、独立した情報源にアクセスする権利などである。さらにその他にも、規模の大きなデモクラシーの政治制度を実質的に機能させるために必要となる自由や機会を行使する権利も、そうした諸権利のなかに含まれる(ダール『デモクラシーとは何か』、116·117頁)。

#### ■国民主権と人権

いまやわれわれは、市民が自分自身で討議原理を適用しうる場合に必要なパースペクティヴの 転換を執りおこなわなければならない。なぜなら市民は、自分が名宛人としては服することに なる法の、作成者として自己を理解しかつ同時に行為することによってのみ、法的権利の主体 としての自律を獲得するからである。法的権利の主体としては、市民が自律を実現しうるため の媒体の選択はもはや彼らの自由にはならない。どのような言語を用いるかを彼らは自由に選ぶことはできない。むしろ法コードは、法的権利の主体にとって、自己の自律を表現する唯一の言語としてあらかじめ与えられている。自己立法の理念は法の媒体それ自体において実現されねばならない。それゆえ、自分たちの制定する法が正統な法であるかを市民が討議原理に照らして評価しうるための条件が、それ自体として法的に保障されねばならない。その役割を果たすのが、立法者の意見・意志形成の過程に参加するための政治的基本権にほかならない。

…討議原理に対して民主主義の原理としての法的形態を付与する付与するさまざまな権利はいかに創出されねばならないか、これを熟慮しかつ――憲法制定者の役割をとりつつ――決定するのは、市民自身なのである。討議原理によれば、すべての潜在的関与者が合理的討議に参加した場合に彼らが同意しうるような規範こそが、妥当性を主張しうる。それゆえ、ここで求められている政治的権利は、批判可能な妥当要求に対して態度決定をする各人のコミュニケーション的自由が平等に活用されるような仕方で、立法にとって重要なすべての審議過程と決定過程への参加を保障しなければならない。…つまり、万人のための平等な政治的基本権というものは、すべての法仲間のコミュニケーション的自由の対等な法制化から生じる。そしてこのコミュニケーション的自由は、国家市民の権利を実現することで政治的自律の行使を可能にするところの、討議による意見・意志形成の形式を要求する。

権利の体系をこのようなかたちで導入するならば、国民主権と人権の結びつき、つまり政治的自律と私的自律が同じ起源をもつことがよくわかる。市民の政治的自律の活動範囲は、ただ施行されるのを待つだけの自然的権利や道徳的権利によって制約されるわけではないし、個々人の私的自律は、主権者による立法のためにたんに道具化されるわけでもない。一方でのコミュニケーション的社会化一般の諸条件に根差す討議原理と、他方での法媒体とを別にすれば、市民の自己決定の実践に先立って与えられているものは何もない。討議原理が、平等なコミュニケーション的権利と参加権の助けを借りて、民主主義原理として立法手続きのなかで実行に移されるためには、法媒体が用いられねばならない。もちろん法コードの設定それ自体がすでに、

法人格を産出しその不可侵性を保障する自由権を含意する。だがこうした自由権こそは、政治的自律の行使を初めて可能にする不可欠の条件である。政治的自律の行使を可能にする条件であるかぎり、それらの権利は、立法者が好きなようにすることができるものではないとしても、それでも立法者の主権を制限するものではありえない。可能にする条件というものは、それらが構成する当のものに対して、何ら制限を課すものではない(ハーバーマス『事実性と妥当性』(上)、157-158 頁。ただし訳文を変更した)。

#### ■利益モデル

第2次世界大戦後のデモクラシー論は、理性は「合理的に追求される利益」という形態をとるという想定に立ってきた。人々は、合理的であれば、より多くの自己利益を追求することに関心をいだくはずであるとされ、翻って、デモクラシーは、互いに競合・対立する諸利益を調整する過程とみなされてきた。利益モデルが想定するのは、個人であれ集団であれ、自らの利益が何であるかをすでに知っている主体であって、そうした主体にとって合理的なのは、自らの利益を代表する者をより多く選出し、利益調整の過程においてより大きな交渉力を彼らがもちうるようにすること、そしてインフォーマルには、ロビイ活動等を通じて、法や政策が自己利益に資するよう、意思決定過程に実質的に関与する者に圧力をかけることである。各人の自己利益が何らかの利益集団によって媒介され、しかも利益集団間の競争が十分に多元的であれば、特定利益による支配の固定化は回避され、諸利益の間で一定の動態的均衡が達成されるはずであるという展望がこのモデルにおける「理性的なもの」であると見てよいだろう(齋藤「デモクラシーにおける理性と感情」、180頁)。

### ■熟議モデル

熟議デモクラシー論は、民主的な政治過程を「利益の調整」の過程ではなく、「理由の検討」のそれとしてとらえ返し、何らかの利益の実現がはかられる場合にも、それがどれだけの数の支持者をもっているかではなく、それにどのような正当な理由(根拠)があるかを問う。理性は、それぞれ自己利益を追求する人びとの内にではなく、自らの主張を正当化する理由を相互に挙げ、その理由の妥当性を検討する人びとの間にあると考えられるわけである。熟議モデルにおける理性は、人々の対話を通じて形成されるという意味で、本質的にコミュニケーション的である。それは、排他的な「合理性」(rationality)ではなく、他者の異なった立場や経験あるいは価値観を考慮に入れ、そのような他者とともに受容しうる理由を探ろうとする公共的な理性であり、そうした理由に沿って自己の合理性を相対化する「道理性」(reasonableness)である(齋藤「デモクラシーにおける理性と感情」、182-183 頁)。

# ■合理的無知

政治的無知が合理的であるのは、個人としての有権者が選挙結果に影響を及ぼす確率がほとんど無だからだ――その確率は現代の合衆国大統領選挙では一億分の一かもしれない。最近の調査の結論によると、2008年の大統領選挙では、アメリカの有権者が決定的な一票を投じた確率はほぼ六千万分の一で、それはいくつかの小さな州における千万分の一から、カリフォルニアのようないくつかの大きな州における十億分の一の間にある。一票が州や地方の選挙に影響を及ぼす確率はもっと大きいが、それでも極めて低い。そのような極小の確立の結果として、政治的知識を集めようという動機は消滅するほど小さくなる――その動機の唯一の理由が、

「よりよい」一票を投ずることである限りは。

一票が結果を決めることはほぼ確実にないから、その結果に大いに関心を持つ有権者といえども、十分な情報に基づく選択を行うに足る知識の獲得に投資する動機をほとんど持たない。十分な情報を持つ選挙民は、消費者が費用の支払いにほとんど動機を持たない「公共財」の典型だ。なぜなら消費者はその生産に寄与しなくてもそこからの利益を享受できるのだから。さらに諸個人は自分の個人的な寄与が最終結果に相違をもたらさないだろうと知っていることもあって、公共財の生産に寄与する動機をほとんど持たない(ソミン『民主主義と政治的無知』、65-66頁)。

# ■熟議の質

「本書でいう熟議とは、市民のひとりひとりが議論において対立する意見を真剣に吟味することである。次の五つの項目により、熟議の質を論じることができる。

- 情報――争点に関係すると思われる十分に正確な情報がどれほど参加者に与えられているか。
- 2. 実質的バランス——ある側、またはある見地から出された意見を反対側がどれほど考慮するか。
- 3. 多様性――社会における主要な立場を参加者が議論のなかでどれほど表明しているか。
- 4. 誠実性――参加者がどれほど真摯に異なる意見を吟味するか。
- 5. 考慮の平等——参加者のすべての意見が、どの程度、誰が発言者かということではなくそ の論点自体により検討されているか。

熟議と普通の会話との違いは、熟議はこれら五つの項目すべてで高得点をマークするということである。」(J. フィシュキン『人々の声が響き合うとき』, 60 頁)

# ■討議(熟議)の条件

「妥当要求は、提案者が自分の発言[主張]のために唱え、反対者の意見から守るために用意するものであり、論議(Argumentation)は、その妥当要求の正当化を互いに了解し合うという意図でなされるものである。論議の実践によって、よりよい論拠を求める協同的競争が導入がされる。その際、了解という目標を目指す点で参加者ははじめから結びついている。この競争が「合理的に受容可能な」、まさに「説得力ある」結果へと向かってゆくという推測は、根拠(理由)の説得力に基づいている。もちろん、何をよい根拠また悪い根拠とみなすかは、それ自体論議の対象とされうる。したがって、ある言明の合理的な受容可能性は、結局のところ、論議のプロセスそれ自体がもつ一定の性質と結びついた根拠に支えられる。その性質の最も大切な四つだけをここで挙げよう。/(a)関連する発言をなしうるであろう者を誰一人締めだしてはならない。(b)全員に平等の発言機会が与えられる。(c)参加者は本気で思っていることを言わねばならない。(d)コミュニケーションは、外的強制からも内的強制からも解放されていなければならず、批判されうる妥当要求についてのイエス・ノーの態度決定は、ただよりよい理由のもつ説得力によって動機づけられる。」(J. ハーバーマス『他者の受容』,57頁)

# ■討論型世論調査

討論型世論調査というのは、1 つの争点について真剣に熟議を行う機会を集団がもつ前と後の

2度にわたり行われる、市民の無作為標本を通じた調査である。そのプロセスは、母集団となる人びとのなかから代表標本を選抜し、本調査で提起される争点についての一群のアンケート質問を、各人に対して行うことからスタートする。この最初の調査は、世論調査に取り組む社会科学者によって通常採用されている標準的な調査である。そして週末の討議が行われる指定の場所に回答者たちは呼び出しを受ける。なお、代表標本を集めるため、薄謝と交通費が支給される。

討論型世論調査に備えて、参加者はそこでの討議の基盤となる争点の説明資料を受け取る。 通常その資料の内容は、不偏性と正確性の観点から、適任の専門家と関係者で構成された諮問 委員会のチェックを受けることになっている。参加者は、会場に到着次第、訓練を積んだ司会 者を伴う小集団へと無作為に割り振られる。各小集団で顔を合わせると、参加者は全般的な争 点について議論を行うだけでなく、さらに探求するに値する重大な論点を突き止めようともす る。次に参加者はこれらの論点を、より規模の大きな全体会合の中で、相対立した数々の専門 家や政策立案者からなる、バランスのとれたパネリストたちに提示する。そしてこうした小集 団での会合と全体での会合とが週末を通して交互に繰り返し行われる。そのプロセスの終了時 には、最初の調査と同内容のアンケート用紙を回答者たちは受け取る。

典型的には、以上のプロセスは市民の見解の分布に大きな変化が生じることを明らかにする。1つの争点をめぐり相争っている各陣営の見解について真剣に検討を行う機会を得ると、普通の市民はそうした好機を活かし、これまでよりもその争点に関する情報にはるかに明るくなる。普通の市民が熟慮の末に自ら下した判断は、彼らの知識レベルがより高くなっていること、さらに彼らの抱いている根本的な価値観および想定との整合性の程度がより大きくなっていることを示す。これらの実験は、複雑な公共的争点に対処できるだけの潜在能力が公衆に備わっていることを示す(フィシュキン/アッカマン『熟議の日』、3・4 頁)。

### ■熟議の日

私たちの案は、簡単に言えば、すべての選挙民を地域ごとのディスカッション・グループに無作為に割り振り、選挙に備えて投票日の一週間前の祝日におこなわれるディスカッションへの参加を奨励するというものだ。大政党の候補者は全国規模のメディアにより政見放送をおこなう。地元の小さなディスカッション・グループは主要な問題を見つけ、国中で同時に開かれる比較的小規模のタウンミーティングで、地元の党代表者にそれらの問題をつきつける。ここで重要なことは、この一日がかりの市民としての任務をはたすよう、すべての市民に謝金が支払われる、という点である。かかる費用がひとりあたり一五〇ドルというのは決して低い額ではないが、これで民主主義がはるかに意義深いものになるのだ。世間の大半の声が聞かれ、大多数の市民が争点や様々な見解について知識を深めることになる。討論型世論調査で見られたように、議論は一日で済む場合もある。たった一日でも真剣に論じあえば、一般市民の知識が向上し、その選好に大きな変化が見られるという劇的な効果が得られるのだ。

その結果、討論型世論調査 (DP) による実際にはない熟議にもとづく世論が現実のものとなる。候補者は、何百人もの投票者が争点について詳しくなったという事実にそって選挙活動を変えざるを得なくなるだろう。そのような高度に熟議的な社会の到来が戦略的に想定されれば、社会における対話にもかなり大きな変化が見られるようになるだろう。十分に知識をたくわえた一般市民が投票することを候補者も想定するようになる。それに合わせて、政策や有権

者への訴えも変わってくるだろう(フィシュキン『人々の声が響き合うとき』、55頁)。

#### ■熟議と正統性

デモクラシーの討議的概念に対応するのは脱中心化社会のイメージである。その社会では、もちろん政治的公共圏が社会全体にかかわる問題の探知・確認・処理のための場となる。もし主体哲学的な概念形成を放棄してしまえば、主権を具体的な人民に集中させる必要もないし、憲法上の諸権威という匿名性の内に追いやる必要もないのである。自己自身を組織化してゆく法共同体の「自己」は、主体を喪失したコミュニケーション形式のうちに交代する。しかしこの形式が、可謬的な結論が理性性の推定を受けられるように、討議的意見・意志形成の流れを整えるのである。これによって、人民主権の理念に結びついた直観は否定されるのではなく、むしろ間主観的に解釈される。たとえ匿名になることで、人民主権が民主的手続きと高い要求を持つコミュニケーションの前提条件の法的履行へと後退するにしても、結局その交代は、ただ自らをコミュニケーション的に生み出される権力として有効なものとするためである。正確に言えば、このコミュニケーション的権力は、法治国家的に制度化された意志形成と文化的に流動的な公共圏との相互作用から生まれる。この公共圏それ自身は、国家や経済から一定の距離を保つ市民社会の連合のうちに基盤を見出すのである。

熟議的(deliberative)政治の規範的自己理解は、法共同体に、討議方式による社会形成を確かに要求する。…熟議的政治は、制度化された意見・意志形成の形式的手続きに従って行われるか、それとも非公式に政治的公共圏のネットワークのうちで生まれるかにかかわらず、熟議的政治と折り合いをつける、合理化された生活世界のさまざまなコンテクストとの間の内的つながりに立脚している。熟議的に濾過された政治コミュニケーションは、まさに生活世界という資源に——自由な政治文化と啓蒙された政治的社会化と、とりわけ意見を形成するさまざまな結社のイニシアティブに——頼らざるをえないのである(ハーバーマス『他者の受容』、283-285 頁。ただし訳文を変更した)。

## ■正統性と正義の間

正統な手続き(a legitimate procedure)はそれに従ってつくられる [それ自体] 正統な法や政策を導く。正統な手続きは慣行によって確立され、長く存続してきたものでもありうるし、また、そのようなものとして受容されうる。いかなる手続きや法も正義の厳格な基準に沿って正義にかなったものとされる必要はない。とはいえ、どのような手続きや法もそれらがあまりも不正義(unjust)であることはできない、ということも真である。あるところまで行くと、正統な民主的手続きが導く結果の不正義(injustice)は、その正統性(legitimacy)を損なう。……しかし、そこまで行かないかぎりは、正統な手続きが導く結果はそれがどのようなものであれ正統である。私たちが手にするのは純粋に手続き的な民主的正統性(purely procedural democratic legitimacy)であり、この正統性は正義——正義は手続き [のみ] によっては特定されないとして——から区別される。正統性は、正義ならば許容しないだろうある幅の不正義の存在を認めるのである (John Rawls, *Political Liberalism*, p. 428)

### ■熟議と情念

フィシュキンは、市民による諮問委員会を設立して、その委員会に対して公共政策にかかわる

決定的に重要な争点に関して決定したり、少なくとも解決案を提起したりすることを求めるよう主張している。委員会を構成するにあたっては、通常の形態の選挙政治に代わって科学的なサンプル抽出が行われ、委員会の会合においては、通常の形態の政治的論争に代わって理性的な議論が行われることになるであろう。私に言わせれば、この例は熟議デモクラシーの中心的な問題点を示唆している。それは、熟議それ自体はデモスすなわち民衆のための活動ではないということだ。私は普通の男女には理性を働かせる能力がないと言っているのではない。三億人の男女が、あるいは一億人か、それどころか 10 万人の男女でさえもが、一緒に理性を働かせることなどとうてい考えられないと言っているだけである。加えて、彼/彼女らには一緒に行うのが可能な事柄があるのに、[熟議をさせるために] それらの事柄から逸脱させるのは大きな誤りになるだろう。というのもそんなことをしたら、そのとき確立されている富と権力のヒエラルキーに対する効果的な、組織化された対抗力は何もなくなってしまうからだ。そのような逸脱の政治的帰結は簡単に予想がつく。逸脱させられた市民は、おそらく彼/彼女らが勝ちたいと思っていた、もしかすると勝たねばならなかったかもしれない戦いに敗北することになるだろう。

…民主的で平等主義的な政治のためには、大きな数の人びとが情念的に関与することが必要だ…。政治的情念は、リベラルな理論家たちがつねに憂慮し、ほとんどの場合嫌悪の色を示すものである。それには理由がないわけではない。にもかかわらず、情念を欠いた政治にはそうした政治のもつ危険がある――なかでも重大なのは、敗北の危険である」(ウォルツァー『政治と情念』、181-182 頁。ただし訳文を変更した)。

# ■集団(分)極化

集団極化は、熟議体にみられるパタンのなかでもっとも典型的なものであり、多種多様な集団的取り組みのなかに見出される。極化が「起きているといわれるのは、個々の集団構成員のもともとの傾向が、集団討論を経て、ますます強くなるような場合である」。その結果、集団はしばしば、そこに属する標準的あるいは平均的な個人がするよりも、極端な決断をする(ここで「極端」とは、もっぱら同じ集団内での変化に着目した用語であり、集団のもともとの傾向に比べて、という意味である)。…

「集団極化」という用語は、標準的用法であるとはいえ、いくらか誤解を生みやすい表現である。これは、集団の構成員が二極に分かれることを意味するわけではないし、異なる集団での意見の多様性が増すことを指すわけでもない。…この用語が指すのは、なんらかの事案や問題について議論する集団の内部で生じることが予想される変化である。その変化が起こると、集団とその構成員は、当初彼らが有していたさまざまな傾向の中間に位置する意見ではなく、いっそう極端な方向へと立場を変え、一体性を強める。熟議は、集団構成員の意見の不一致を減らし個々の相違を縮減する効果と同時に、熟議が始まる前の構成員個々の判断よりも極端な見解を全員一致で採用させる効果をもつのである。

集団極化の基本的現象は、多くの国々で確認されている。

- ・討論の後、フランス市民は、米国に対して、そして米国の経済援助の狙いに対し、ますます批判的になる。
- ・穏健なフェミニズム支持の女性グループが、討論を経て、より強固なフェミニズム支持者 になる。

- ・熟議の結果、もともといくぶん人種的偏見の強かった白人たちが、米国の都市部における アフリカ系米国人が直面する状況は白人至上主義のせいなのかという問いに対し、ますます否 定的に答えるようになる。
- ・同じ問いに対し、討論の後、人種的偏見をもっていなかった白人たちは、」ますます肯定 的に答えるようになる。

これらすべての事案において、人々は熟議を通して、熟議を始める前の立場をより極端な向へ推し進めている(サンスティーン『熟議が壊れるとき』、24-25 頁)。

### ■ポピュリズム

ポピュリズムの核心的な主張とは、反多元主義の道徳化された一形態である。この主張にコミットしない政治アクターは、要するにポピュリストではない。ポピュリズムは、経験的ではなく道徳的な意味で理解された、全体に代わりうる部分という論拠と、排他的な代表への要求を必要とする。別言すれば、全体としての人民の名において語る者がいなければ、ポピュリズムはありえない(ミュラー『ポピュリズムとは何か』, 28 頁)。

私たちは、非リベラルな社会と、言論および集会の自由やメディアの複数性やマイノリティの 保護が攻撃に曝されている空間とを区別しなければならない。これらの政治的権利は、たんに リベラリズム(法の支配)のみに関わるものではない。それらはデモクラシーそれ自体を構成す るものなのである(ミュラー『ポピュリズムとは何か』、70頁)。

以上